

○つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和6年9月19日議会告示第2号

つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年つがる市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項の定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正前の内容を明らかにしなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する日時に行うことができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び日時を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規程に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 前項の規定による写しの交付に要する費用は、当該請求をした者の負担とし、当該費用については、つがる市情報公開条例施行規則（平成17年つがる市規則第13号）第8条の規定を準用する。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、つがる市の休日を定める条例（平成17年つがる市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもって期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日後においてその最も近い休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

つがる市議会議長

つがる市議会議員 _____

請負状況等報告書

つがる市議会議員の請負の状況に関する条例第2号第1項の規定により、次のとおり報告します。

契約締切日	対象とする役務、物件等	契約金額 (単価契約である場合はその旨) (円)	前年会計年度に支払を受けた額

支払を受けた額の合計額 (円)	
-----------------	--

(注) 「契約金額」及び「前年会計年度に支払を受けた額」の欄は、消費税及び地方消費税込みの額を記入してください。

つがる市議会議長

つがる市議会議員

訂正届

つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

つがる市議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話番号 _____ () _____

複写申込書

つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲